

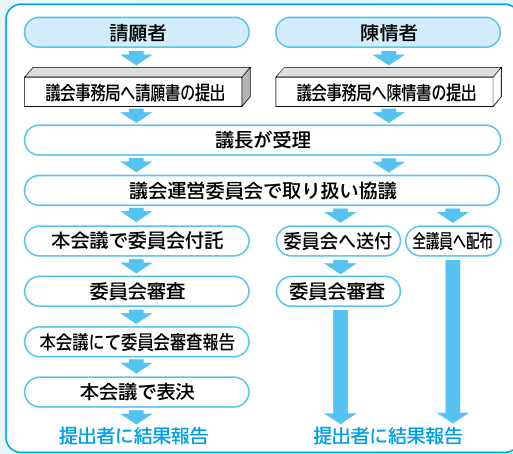
請願・陳情とは

請願や陳情とは、自治体（＝海老名市）に対して「言いたいこと」や「お願いしたいこと」があるときに「議会に直接訴える」という、法で定められた制度です。

請願と陳情の違いは、請願の場合は1名以上の議員の紹介が必要で、陳情には不要という点です。

提出と審査等の流れ

請願や陳情は、各自治体の議会にあてて提出するものです。地方自治法の第124条に「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない」と規定されています。なお、請願と陳情の違いは前述のように「議員の署名があるかないか」だけですが、審議・審査の流れに違いがあります。



作成の注意点

決められた書式はありませんが、注意事項は次のとおりです。

◇日本語で書く。
◇「件名」、請願（陳情）の「要旨」、「理由」を記入する。

◇提出年月日、請願（陳情）者の住所、氏名（団体の場合は名称と代表者名）を記入し押印する。

◇請願書は、表紙に紹介議員（1人以上）の記名押印をする。※陳情の場合は不要。

◇陳情（請願）者が多数の場合は代表者を明記する。

◇陳情（請願）の趣旨を説明するための図面などが必要な場合は添付する。

◇内容が数件に及ぶ場合は1件ごとに作成する。

◇提出の宛名は「海老名市議会議員 森下賢人」となります（平成28年8月1日現在）。

◇提出の方法
議会事務局（市庁舎6階）にお持ちください。郵送でも受け付けますが、請願や陳情はその趣旨からいっても直接提出することが望ましく、請願は直接提出されることが通例ですが、陳情は、取扱基準において「郵送された陳情は議員全員に配布にとどめること」とされていますので、できるだけ直接提出をお勧めします。

◇提出期限
提出期限は特にありませんが、定例会開会日の7日前に行う議会運営委員会の前日までに議会事務局に提出すると、直近の議会を取り扱う対象になります。（9月定例会は8月22日（月）午後5時15分締切。）

◇それ以降の提出は、原則次回の定例会の取扱いとなります。

詳しくは議会事務局まで、お問い合わせください。

議会日誌

5月

9・長崎県長与町議会行政視察来庁
10・議員全員協議会
11・議会改革特別委員会
12・横須賀市議会行政視察来庁

13・東京都小平市議会行政視察来庁
14・宮崎県都農町議会行政視察来庁

15・議会運営委員会
16・議会改革特別委員会

17・広島県三原市議会行政視察来庁

18・議会運営委員会
19・第2回定例会第1日

20・第2回定例会第2日
21・第2回定例会第3日

22・議会運営委員会
23・第2回定例会第4日

24・議員全員協議会
25・議会改革特別委員会

26・広報委員会
27・議会報告会

28・（本郷コミュニティセンター・えびな市民活動センタービナレッジ）
29・議会報告会
30・（柏ヶ谷コミュニティセンター）

31・議員全員協議会
32・議会改革特別委員会

33・宮城県白石市議会行政視察来庁
34・愛知県安城市議会行政視察来庁

35・愛知県津島市議会行政視察来庁

36・7月

1・議員全員協議会
2・議会改革特別委員会

議会を傍聴してみませんか

9月定例会日程（予定）

8/30(火)	本会議（議案審議）
9/ 5(月)	本会議（議案審議）
9(金)	総務常任委員会
12(月)	文教社会常任委員会
13(火)	経済建設常任委員会
15(木)	本会議（一般質問）
16(金)	本会議（一般質問）
26(月)	総務常任委員会（決算審査）
27(火)	文教社会常任委員会（決算審査）
28(水)	経済建設常任委員会（決算審査）
30(金)	本会議（委員会報告・議案審議）



※8月30日と9月30日は午前9時30分に、その他は午前9時に開議の予定。（会議の日程・時間などは変更になることもあります）。

※傍聴する方のために、議案書の貸し出し（先着5名）を行っています。

※手話通訳・託児をご希望の方は、傍聴の1週間前までに議会事務局にご連絡を。

▶FAX (234) 4646

●傍聴に来られない方は

本会議の様子はインターネットに配信しています。市のホームページから「海老名市議会」→「インターネット議会中継」をクリックしてご覧ください。